

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、作物統計調査の収穫量調査として実施したものであり、果樹の生産に関する実態を明らかにし、食料・農業・農村基本計画における果実の生産努力目標の策定及びその達成状況の検証、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく果樹共済事業の適切な運営等のための資料を整備することを目的としている。

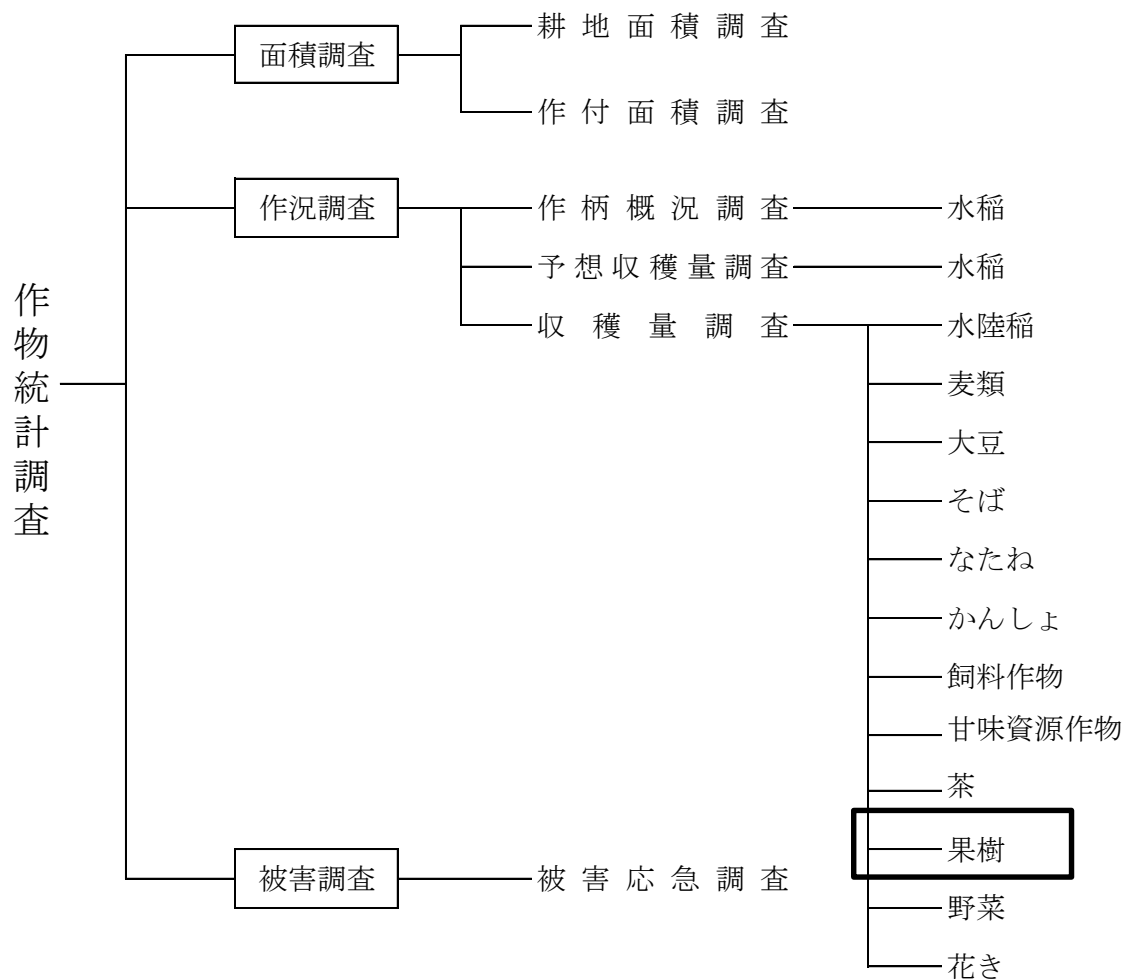
(2) 調査の根拠

作物統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した基幹統計調査である。

(3) 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター。以下同じ。）を通じて行った。

(4) 調査の体系（枠で囲んだ部分が公表した範囲）



(5) 調査の範囲

令和3年産については、主産県を調査の対象としている。

全ての都道府県を調査対象とする全国調査を6年ごとに実施しており（直近では令和2年産）、全国調査年以外の年にあつては、調査対象品目ごとに、面積調査の直近の全国調査年（令和2年）の調査結果に基づき、全国の栽培面積のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県又は果樹共済事業を実施する都道府県を調査の範囲（主産県）としている。（別表1「品目別調査対象都道府県（主産県）一覧表」参照）。

なお、パインアップルは、沖縄県のみ調査を実施している。

(6) 調査対象者の選定

ア 関係団体調査（全数調査）

調査対象品目を取り扱っている全ての農協等の関係団体とした。

イ 標本経営体調査（標本調査）

都道府県ごとの収穫量に占める関係団体の取扱数量の割合が8割に満たない都道府県については、2020年農林業センサスにおいて、調査対象品目を販売目的で栽培し関係団体以外に出荷した農林業経営体から、品目別の栽培面積の大きさに比例した確率比例抽出法により抽出をした。

標本の大きさ（標本経営体数）については、10a当たり収量を指標とした全国の目標精度（みかん及びりんごについては1～2%、それ以外の品目については2～3%）が確保されるよう、調査対象品目の全国収穫量に占める都道府県ごとのシェアを考慮して設定した10a当たり収量に関する都道府県別の目標精度（3～15%）を基に、団体シェアの割合等も考慮し、必要な標本経営体数を算出した。

(7) 調査対象者数

	関係団体調査			標本経営体調査				
	団体数 ①	有効 回答数 ②	有効 回答率 ③=②/①	母集団 の大きさ ④	標本の 大きさ ⑤	抽出率 ⑥=⑤/④	有効 回答数 ⑦	有効 回答率 ⑧=⑦/⑤
	団体	団体	%	経営体	経営体	%	経営体	%
みかん	242	228	94.2	18,227	1,457	8.0	1,036	71.1
りんご	182	179	98.4	20,777	748	3.6	518	69.3
日本なし	189	185	97.9	8,336	1,462	17.5	996	68.1
西洋なし	81	81	100.0	2,820	246	8.7	181	73.6
かき	185	180	97.3	11,554	1,610	13.9	1,224	76.0
びわ	50	46	92.0	827	293	35.4	209	71.3
もも	142	137	96.5	8,678	599	6.9	430	71.8
すもも	87	80	92.0	2,352	551	23.4	382	69.3
おうとう	59	56	94.9	5,615	324	5.8	203	62.7
うめ	115	102	88.7	6,925	1,516	21.9	1,095	72.2
ぶどう	263	255	97.0	13,847	1,213	8.8	888	73.2
くり	113	107	94.7	7,236	1,486	20.5	1,128	75.9
パインアップル	4	4	100.0	148	44	29.7	21	47.7
キウイフルーツ	103	94	91.3	2,442	598	24.5	433	72.4

注：「有効回答数」とは、集計に用いた関係団体及び標本経営体の数であり、回答はあったが、当年度において栽培がなかった標本経営体等は含まれていない。

(8) 調査期日

収穫期（別表3「果樹の年産区分」参照）

(9) 調査品目（14品目）

みかん、りんご、日本なし、西洋なし、かき、びわ、もも、すもも、おうとう、うめ、ぶどう、くり、パインアップル及びキウイフルーツ

(10) 調査事項

ア 関係団体調査

調査対象品目別及び品種又は収穫時期別（別表2「果樹の品種又は収穫時期別区分」参照）の結果樹面積（パインアップルにあっては、収穫面積）、出荷量及び出荷量のうち加工向け（みかん、りんご及びパインアップルに限る。）

イ 標本経営体調査

調査対象品目別及び品種又は収穫時期別（別表2「果樹の品種又は収穫時期別区分」参照）の結果樹面積（パインアップルにあっては、収穫面積）、出荷量及び「自家用、無償の贈与の量」

(11) 調査方法

関係団体に対する往復郵送調査又はオンライン調査及び標本経営体に対する往復郵送調査により行った。

(12) 集計方法

ア 都道府県値

農林水産省地方組織に提出された調査票は、農林水産省地方組織において集計した。

(ア) 結果樹面積の集計は、関係団体調査結果を基に、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び職員による情報収集により補完している。

(イ) 収穫量の集計は、関係団体調査結果及び標本経営体調査結果から得られた10a当たり収量に結果樹面積を乗じて算出し、必要に応じて職員又は統計調査員による巡回及び職員による情報収集により補完している。

(ウ) 出荷量の集計は、関係団体調査結果から得られた出荷量及び標本経営体調査結果から得られた10a当たり出荷量等を基に算出している。

イ 全国値

農林水産省地方組織から報告された都道府県値を用い、農林水産省大臣官房統計部において集計した。

また、本年産は主産県調査年に当たることから、全国調査を行った令和2年産の調査結果及び令和3年産の耕地及び作付面積統計の調査結果に基づき、次により推計した。ただし、みかん（計）については、早生温州と普通温州ごとに推計した全国値を合計している。また、パインアップルについては沖縄県のための調査であり、全国値作成のための推計は行っていない。

(ア) 結果樹面積（りんご（計）、日本なし、西洋なし、かき、びわ、もも、すもも、おうとう、うめ、ぶどう、くり及びキウイフルーツ）

$$\text{全 国 値} = \text{結果樹面積の主産県値} + \frac{\text{結果樹面積の主産県値}}{\text{栽培面積の主産県値}} \times (\text{栽培面積の全国値} - \text{栽培面積の主産県値})$$

（注）「栽培面積」は、農林水産省統計部が令和4年3月に公表した『令和3年耕地及び作付面積統計』による。

(イ) 結果樹面積（みかん及びりんごの各品種）、収穫量及び出荷量

$$\text{全 国 値} = \frac{\text{令和2年産の全国値} \times \text{当年産の主産県値}}{\text{令和2年産の主産県値}}$$

(13) 調査の精度

本調査結果（主産県計）の 10 a 当たり収量を指標とした実績精度を標準誤差率（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、次のとおりである。

品 目	標準誤差率	品 目	標準誤差率
み か ん	1.2 %	す も も	2.3 %
り ん ご	1.7	お う と う	3.0
日 本 な し	0.9	う め	2.1
西 洋 な し	3.9	ぶ ど う	2.2
か き	1.0	く り	2.1
び わ	2.6	パインアップル	9.2
も も	1.6	キウイフルーツ	1.9

2 用語の解説

(1) 栽培面積

調査日現在において、複数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物の栽培に利用している面積をいう。

(2) 結果樹面積

栽培面積のうち生産者が当該年産の果実を収穫するために結果させた面積をいう。

なお、パインアップルの収穫面積は、栽培面積のうち実際に収穫した面積をいい、育成中の面積を除いたものをいう。

(3) 10 a 当たり収量

実際に収穫された結果樹面積（パインアップルにあつては、収穫面積）の 10 a 当たりの収穫量をいう。

(4) 収穫量

収穫したもののうち生食用又は加工用として流通する基準を満たすものの重量をいう。

(5) 出荷量

収穫量のうち生食用、加工用として販売した量をいい、生産者が自家消費した量及び種子用、飼料用として販売したものは含めない。このうち、「加工向け」とは加工用として出荷したものを、「生食用向け」とは加工向け以外のものをいう。

また、出荷量の計測は、集出荷団体等の送り状の控え又は出荷台帳に記入された出荷時点における出荷荷姿の表示数量（レッテルの表示量目）を用いた。

(6) 集出荷団体

生産者から青果物販売の委託を受けて青果物を出荷する総合農協、専門農協又は有志で組織する任意組合をいう。

(7) 年産区分

果樹は永年性作物で、1 年 1 収穫期であることから年産は暦年を原則とするが、収穫期が 2 か年にわたる品目は、その全量を主たる収穫期間の属する年の年産とした（別表 3 「果樹の年産区分」参照）。

3 利用上の注意

- (1) 本書に掲載した統計の全国農業地域の区分は、次のとおりである。

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

- (2) 本書に掲載した統計数値は、次の方法によって四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

原 数		7 桁以上 (100 万)	6 桁 (10 万)	5 桁 (1 万)	4 桁 (1, 000)	3 桁以下 (100)
四捨五入する桁数（下から）		3 桁	2 桁		1 桁	四捨五入 し ない
例	四捨五入する前（原数）	1, 234, 567	123, 456	12, 345	1, 234	123
	四捨五入した数値（統計数値）	1, 235, 000	123, 500	12, 300	1, 230	123

- (3) 表中で用いた記号は、次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例 0.4ha → 0 ha）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「nc」：計算不能

- (4) 秘匿方法について

統計調査結果について、生産者数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

- (5) 本書に掲載された数値を他に転載する場合は、「果樹生産出荷統計」（農林水産省）による旨を記載してください。

- (6) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ「統計情報」の分野別分類「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」、品目別分類「果樹」の「作況調査（果樹）」で御覧いただけます。

【 https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/sakkyou_kazyu/index.html#r 】

4 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 園芸統計班

電話：（代表）03-3502-8111 内線 3680

（直通）03-6744-2044

FAX： 03-5511-8771

※ 本調査に関する御意見、御要望は、上記問合せ先のほか、当省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】

別表 1

品目別調査対象都道府県（主産県）一覧表

[illegible]

別表 2

果樹の品種又は収穫時期別区分

品 目	品 種 又 は 収 穫 時 期 別 区 分
み かん	早生温州（3）ハウスみかん、極早生みかん）、普通温州
りんご	ふじ、つがる、ジョナゴールド、王林
日本なし	区分なし
西洋なし	〃
かき	〃
びわ	〃
1)もも	〃
2)すもも	〃
おうとう	〃
うめ	〃
ぶどう	〃
くり	〃
パインアップル	〃
キウイフルーツ	〃

注：1) ももには、ネクタリンを含む。

2) すももには、ブルーンを含む。

3) ハウスみかん及び極早生みかんは、早生温州の内数である。

別表 3

果樹の年産区分

品 目	年 産 区 分 (主たる収穫期間)	備 考
み かん	令和3年9月～12月	みかんは早生温州と普通温州にまとめており、主たる収穫期間は次のとおりである。 早生温州 令和3年9月～11月 〔ハウスみかん 令和3年4月～7月〕 〔極早生みかん 令和3年9月〕 普通温州 令和3年11月～12月
りんご	令和3年8月～11月	
日本なし	令和3年8月～9月	
西洋なし	令和3年9月～10月	
かき	令和3年9月～12月	
びわ	令和3年5月～6月	
もも	令和3年7月～8月	
すもも	令和3年6月～8月	
おうとう	令和3年5月～7月	
うめ	令和3年6月	
ぶどう	令和3年7月～10月	
くり	令和3年8月～10月	
パインアップル	令和3年4月～ 令和4年3月	
キウイフルーツ	令和3年10月～12月	